

中国農業農村部公表 (2019年3月15日付け)

## と殺過程におけるアフリカ豚コレラ検査強化に関する通知

出典 URL: [http://www.syj.moa.gov.cn/dongtai/201903/t20190318\\_6176743.htm](http://www.syj.moa.gov.cn/dongtai/201903/t20190318_6176743.htm)

(以下、仮訳)

すべての省、自治区、直轄市の自治体、および村単位の農業農村(農業、畜産、獣医学)担当部局(局、委員会、事務所)、新疆生産建設牧畜獣医局ならびには以下の関連機関:

2月26日の国務院アフリカ豚コレラ予防および管理作業会議の精神を実行し、農業農村部告示第119号(以下「告示」と呼ぶ)の実施を推進するため、と殺過程におけるアフリカ豚コレラの検査について、適切に業務にあたること。関連事項の通知は以下のとおり。

### 一、統一的思考と理解

豚のと殺は、豚の生産と販売をつなぐ重要なポイントであり、中国におけるアフリカ豚コレラの状態と、国内外での予防と管理の経験によると、と殺過程におけるアフリカ豚コレラの検出は、ウイルス拡散のリスクを低減し、感染経路を遮断する効果的な方法である。あらゆるレベルの畜産獣医部局は、国務院における会議の精神を断固として実行しなければならず、思考と理解を統一し、確実に目標を遂行し、と殺企業を監督するという主たる責任を果たし、アフリカの豚コレラの自主検査を実施し、検査に合格しなかった肉や未検査の肉が市場に流出することを固く禁ずること。

### 二、確実な作業の進捗

各地方の畜産獣医部局は、と殺企業が積極的に行動する、要件を作成し、できるだけ早くアフリカ豚コレラの自己検査を実施するように促すべきである。企業の規模や市場流通の範囲等に応じて明確に期限を定めるべきである。省をまたぐ豚肉製品を製造する企業と、年間10万件以上のと殺を行うと殺企業ならびにと殺加工企業は、4月1日までに、年間5万件以上のと殺を行うと殺企業は5月1日までに、その他のと殺企業は遅くとも7月1日までに自主検査を実施すること。規定の期限内に要件を満たすことができない場合、畜産獣医部局は、「豚と殺管理規則」およびその関連規定に従って対処を実行する。

### 三、検査機能の向上

各地方の畜産獣医部局は、と殺企業に、PCR検査の技術的要件を満たす検査室を建設するよう指示し、と殺企業の検査技術者を訓練するための検査試薬供給ユニットを組織する。アフリカ豚コレラ獣医検査資格を持つ実験室を提供し、と殺企業による検査の委託業務を引き受ける。県レベルの動物疾病予防管理機関におけるアフリカ豚コレラ実験室の検査能力を強化し、アフリカ豚コレラを監

視する能力を持たない小規模と屠殺会社による検査の需要を満たすことが必要である。

#### 四、標準検査

企業に駐在している公的獣医師は、「告示」の要件に従って厳格に検査を実施するようにと殺企業を監督する。実際の状況に基づいて網羅性を確保することを前提に、入場前検査を実施する。と場へ入場する前に、車両単位ですべての豚の血液サンプルを採取し、均一に混合したのち、検査する。と殺中に典型的なアフリカ豚コレラの病変が見つかった場合は、と殺を直ちに中止し、疑われる豚を隔離室に移し、検査のために組織と血液サンプルを採取する。飼料製造の原料に使用される豚の血液は、出荷前に1車両につき3つのサンプルを採取し、検査する。サンプルの収集、輸送および保管は、アフリカ豚コレラ緊急実施計画（2019年版）の要件に準拠するものとする。

#### 五、厳格な結果処分

と殺企業がアフリカ豚コレラウイルス核酸の陽性を検出した場合は、直ちに製造を中止し、検査結果を駐在獣医師に報告し、そして陽性サンプルを迅速に省レベルの動物病予防管理機関に送って診断する。診断が否定的であれば、企業に生産を再開するよう通知される。診断が陽性である場合、緊急措置はアフリカ豚コレラ緊急実施計画（2019年版）の規定に従って取られるべきである。48時間後、地方の畜産獣医師部局の申請が評価され、淘汰された豚（と殺された豚の同じバッチを含む）は、財務部と農業農村部によって出された通知に従って助成される。

畜産獣医師部は、検査陽性や、食品加工と流通の段階でと殺企業が検査未実施や造反などアフリカ豚コレラ核酸がと畜場から流出してしまう原因となる事案を確認した場合、当該豚肉製品を破棄し、と殺活動は中断され、徹底的に洗浄・消毒され、そして15日後に、評価に合格した後に生産が再開される。淘汰された豚および破棄された豚製品に対する補助金はでない。

#### 六、厳格な規制措置

各地方自治体はアフリカ豚コレラ検査要件を満たす必要があり、5月1日までに、すべてのと殺企業が全面的に清掃するようにし、汚染物質排出許可を取得しておらず、動物疾病流行防止の要件を満たしていない企業は、直ちに生産を停止し、改めさせる。7月1日までに是正措置が基準を満たさなかった場合、法律に従って定点と殺の資格を取り消すことが決定される。と殺企業の合併、再編成、および標準化を奨励し、レベルの向上を目指す。

すべての地方自治体は、公安および市場監督局と協力し、注水、私的など殺、違法行為について厳しい取り締まりを継続し、違法行為および犯罪行為に対する強い圧力を維持し、と畜場での違法行為が再発するのを厳格に防ぎ、と畜企業の健全な発展のための良い環境を作ることを目指す。

農業農村部は、7月に、と殺企業におけるアフリカ豚コレラの検出、浄化および矯正に関する検査を実施する。検査の結果は、主要な動物疾病の予防と管理のための今年の強化された業績管理指標システムに含まれる。